

令和4年2月25日開催

## 新庄市農業委員会第21回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年2月）議事録

1. 開催日時                    令和4年2月25日（金）午前10時
2. 開催場所                    新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

7番 星川 豊
---------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて  
日程第 4 議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 73 号 農用地利用集積計画について  
日程第 6 報告第 57 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 7 報告第 58 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
日程第 8 報告第 59 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 横山 浩                      総務主査 鏡 彰広  
主 査 早坂 和弥

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 3 年度新庄市農業委員会第 21 回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は 7 番星川豊委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 21 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 9 番佐藤啓右委員と 19 番早坂浩樹委員の

両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと早坂和弥さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第70号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第70号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区10件、稲舟地区6件、萩野地区1件、八向地区1件、計18件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。譲渡人の体調不良のため農地を売却したいと、周辺の農業者に声がけしましたが、購入希望者が見つからなかったということでした。そのため、以前より面識のある譲受人をお願いしたところ、今回の契約となったとのこと。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区2番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。この案件は、第18回総会報告第47号で合意解約した案件です。以前の借人が今回の借人である法人の役員であるため、法人として賃貸借をするとのこと。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区3番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。貸人が農業を辞めるということで、近くに所在する借人に依頼したそうです。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区4番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。第19回総会報告第50号で合意解約した案件です。この度、以前の借人の紹介により、新たな借人との賃貸借契約となります。借賃も合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区5番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。この案件は、第18回総会報告第47号で合意解約した案件です。以前の借人が今回の借人である法人の役員であるため、法人として賃貸借をすることです。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区6番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。この案件は、第18回総会報告第47号で合意解約した案件です。以前の借人が今回の借人である法人の役員であるため、法人として賃貸借をすることです。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区7番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。以前、親戚の方が耕作していたのですが、その方の外の耕作地を借人に貸すということで、こちらの農地も借

人と新規で賃貸借契約を結ぶということでした。借賃も合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区8番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。こちらの案件の契約理由は、新庄地区7番と同様でした。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区9番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。こちらの案件の契約理由は、新庄地区7番及び8番と同様でした。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区10番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。対価につきましては、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。この案件は、令和3年7月総会議案第51号で農地改良のために、貸人である譲渡人と、借人である株式会社大場組とで使用貸借権を設定し、一時転用することについて審議した案件です。一時転用中の農地の所有権移転の可否について、山形県最上総合支庁産業経済部農業振興課に確認したところ、借人の同意が得られれば、所有権移転可能との回答を得られました。株式会社大場組より同意書を提出していただいておりますので、問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区2番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。令和3年12月総会議案第63号で所有権移転について議決した案件でした。今月に譲受人と譲受人から私の方へ相談がございました。本来は土地の交換を行いたかったとのことでした。一方が農地で、もう一方が原野でございます。登記を行う上で登記の原因を贈与とすべきところを売却としてしまったため、農地法第3条指令第79号の許可を取り消しし、今回の総会で改めて贈与での所有権移転として登記申請したいとのことでした。

なお、取り消しにつきましては、両名より取り消し申請書を提出していただいておりますので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区3番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。2月7日に譲受人より私の方へ相談がございました。昨年より譲渡人から土地を処分したいということをお願いされており、知人である譲受人へ贈与したいということがございます。双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区4番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。今年に入り、急遽貸人の家で耕作できなくなったため、同じ集落であり、当該農地の近隣で作付している借人に打診したところ、耕作していただけることとなったとのことでした。借賃につきましては双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区5番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。今年に入り、急遽貸人の家で耕作できなくなったため、同じ集落であり、当該農地の近隣で作付している借人に打診したところ、耕作していただけることとなったとのことでした。借賃につきましては

双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区6番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。備考にあるとおり、譲渡人が相続により取得した農地です。この農地に隣接している農地を耕作している譲受人に買っていただくということがまとまったとのこと。対価につきましては双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。本総会で審議する議案第73号の農地利用集積計画について賃借権再設定を審議する案件と関連しますが、賃借権再設定する農地の外に1筆だけ残った農地を一緒に借りてもらえないかと貸人が、借人に相談したところ、話がまとまったとのこと。借賃につきましては双方合意しております。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。譲受人の農地に隣接する農地であり、国有地払い下げでございます。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第70号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第70号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第71号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第71号農地法第3条の規定による許可の取消しについて、稲舟地区1件を議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について調査報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、本総会で審議した議案第70号、稲舟地区2番の関連でございます。譲渡人と譲受人の土地の交換を行うために、売買の許可を取り消したいとのことです。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第71号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第71号農地法第3条の規定による許可の取消しについては、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第72号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、2月21日に調査確認しました。この案件は、第15回総会、議案第54号で農業振興地域計画の変更した所の転用許可申請です。双方に確認したところ問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区2番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。昨年春季より株式会社新庄開発センターより、転用申請を行いたいと相談を受けて調査を継続していた案件です。当該地は宅地化が進んでおり、宅地分譲のための所有権移転は、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第72号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第73号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、五十嵐成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31号の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第73号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区10件、稲舟地区3件、萩野地区7件、計20件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました所有権移転7件、賃借権設定、新規8件、再設定5件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第73号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第73号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは報告案件に入ります。

次に日程第6、報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区6件、稲舟地区2件、萩野地区4件、八向地区1件、計13件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第58号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第58号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区1件、萩

野地区6件、計7件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第58号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第58号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第59号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第59号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第59号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第59号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第21回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年2月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 佐 藤 啓 右

議事録署名委員 早 坂 浩 樹